

平成十七年六月十四日(火曜日)
午前十時開会

本日会議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件
介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

紙智子 日本共産党の紙智子でございます。今日、小池議員に差し替えていただいて私質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それで、私は自身が北海道なんです。それで、北海道でこの間、社会保障推進協議会の皆さんなどが随分実態調査をされております。それに基づきながら質問させていただきたいと思っております。
最初に、要支援、要介護一の新予防給付への移行の問題なんです。北海道でもいろいろ訪問介護を利用している軽介護者について、この間四百八十九件の事例を調べているんですけども、まあ全部は紹介できないんですけど、代表的な事例を幾つかお示しをして、今度のこの法案がもし成立した場合にどうなるのかについてどうお聞きしたいと思います。

それで、最初に介護度が要支援の方なんです。この人たちは新予防給付になったらサービスが見直されるということなんですけれども、まず、七十一歳の札幌で独り暮らしの女性です。この方は肝硬変でがんを患っているんですね。見た目は健康そうなんですけれども、病気が来る倦怠感が強いと。日中はほとんど横になっている状態です。自宅内のお風呂やトイレの掃除や布団干しができないと。ヘルパーさんを利用しているわけですね。調査に当たった人は、これサービスが制限された場合、最悪の場合は孤独死も想像されるといふうに言っております。

それから、アパートの一階に住んでいて二階が娘さんと。七十二歳の女性なんですけれども娘さん一緒には住んでいるんだけど、仕事が忙しくてほとんど援助が無理であると。週三回透析を行っているんですけども、腰痛があり、両下肢痛で通院していると。洗濯や掃除の援助を受けているわけです。サービスが切られれば透析もなかなか受けられなくなってしまうといふことがあるわけです。このような場合でもサービスは打ち切られるのでしょうか。

閣下大臣(厚労委員会) 個々のケースについて、これがサービスが受けられる、受けられないといふことを今ここで私がきっちりお答えするといふことはできないわけでありまして、私が言うておりますことは、それぞれ現場での御判断になるといふことを今の表現で申し上げたつもりでございます。ただ、ただ申し上げておきたいことは、冒頭

にまずサービスがなければ孤独死になるといふようなお話がございましたけれども、私も私どもがかねて言うておりますことは、適切なサービスは必ず受けたいと大きくうたいたいしてありますといふことをもう繰り返し繰り返し申し上げておまして、孤独死になるようなことに至る、そんなサービスのカットをするといふことは全く考えておりませんといふことだけは申し上げておきたいと存じます。

紙智子 できるだけ個別に具体的に聞いた方がきつと答えてくれるだろうといふことだったものですか、具体的に伺っているわけですか。

それで、次に要介護一の人についてなんですけど、一人の方は六十三歳、北見に住んでおられるんですけど、リユーマチで家事、特に掃除をやる場合は手首に負担が掛かるといふことなんです。それから、札幌に住んでいる六十歳の方は糖尿病とか慢性膵炎で長時間立ち居るとふらつきが出てくると。それから八十歳、札幌に住んでおられる方は痴呆の進行で糖尿病のコントロールができないといふことなんです。それからもう一人、札幌で七十二歳の方は移動が困難で、ひざをついての作業といふのができない、それから転倒の危険がある。

二つ三つ具体的に症状と、いろいろな見た目といいますか、そういうことで明らかに、皆さん、現在の掃除などの家事をできないから要介護一といふことで認定を受けてヘルパーの支援を受けているわけです。

このような場合でも制限をするといふことになるのでしょうか。

閣下大臣(厚労委員会) 個別のケースで答えるといふのは、申し上げましたように、大変難しいこととございます。そのことは是非御理解いただきたいと存じます。

ですが、もしお答えするとすると、まず一般論でお答えすることについて、まず一般論でお答えすれば、もつそんな説明何回も聞いたときつと聞かれるだろうと思つことになりまして、あえてお答えもいたしませんけれども、繰り返し繰り返し私どもが申し上げておりますことは、基本的に申し上げて、適切なサービスといふのは必ず受けていただきますといふこととございますし、見たケースではお答えできるわけでございますから、先日もお答えいたしましたように、私が現場を見せていただいたところで、その見せていただいたケースについては、今までのサービスはそのままお受けいただきますと、これはもつ現場見えておりますから、それでお答えできるわけでありまして、先生の今のそのお話を伺っただけで個別のケースで私が今お答えするといふのは、現場のやはり御判断ですといふお答えにさせていただきます。

紙智子 実際に見た場合はいろいろ言えるけれども、いふことなんですけれども、やはりこの間も何度かそういうやり取りが委員会でもされていると思つます。実際にはやっぱりその現状に即して必要なものまでは削らないといふ趣旨のことと言われているかと思つん

です。そうであれば、やっぱり在宅生活を続けるために必要なサービスということが切り捨てられることがないようにすることとを明言すべきだと思います。

文章上、原則ということが書いてあるがために、これをもって非常に圧迫を受けるというまじく、サービスの制限に比べてやっぱり非常に不安をみんな持って、家事援助制限については既に始まっているわけですよ。ケアプランの時間が減ったり、利用者が萎縮して受けなというケースもあるわけです。食事援助でいってみると、いや今日はカツラーメンで済ませようというところが報告されているわけです。それで、この法案が通ればサービス制限に二層拍車がかかるというのは必至だということに思っています。

私は、この北海道の調査でいいますと、やはり聞き取りの調査に当たった多くの人がやっぱり実感を持って言っておられるのは、利用者の在宅生活が困難になっているというふうに言っているんですよ。それから、あと石手県の民医連の方が調査をされていて、ここでも軽度者の九四％が在宅に懸念ありというふうにしているんですね。在宅生活に必要なサービスをやったり絶対に切るべきじゃないんだということを強く思います。是非その方向ではっきりと明言していただきたいというふうに思います。

次、特養ホームなどの施設利用のホテルコストの負担についてです。
それで、食事費とそれから居住費ですね、これが保険の適用外になると、大きな負担になる

わけですけれども、その結果として年金額よりも負担が大きくなると、それから、日用品代や保険料などを入れると年金額を超えてしまうという声も寄せられています。先日、小池委員も質問いたしました。

「このいう実態については把握されているでしょうか、厚生労働省」
閣僚大臣(厚労省) ちよっと事務的な話ですから、お答えさせます。
政府参考人(中村秀一君) お答えを申し上げます。

例えば、年金受給者の額の分布とかそういったこととございますし、現に特別養護老人ホーム老人保健施設、介護療養型医療施設に入っておられる方の、例えば保険料の五段階、現行なっておりますが、五段階別の分布とか、そういったデータはございます。

紙野子 分布とかですか、この実態を具体的な掌握というのはされていないんですか。

政府参考人(中村秀一君) 例えば、生活保護の被保護者の方がどのくらいおられるとか、市町村民税非課税であって年金収入の額が八十万円未満の方がどのくらいおられるとか、そういったことは承知いたしております。

紙野子 私、よく耳にする声というのは、やっぱり平均的に物事を何でも見ないでほしいというのが出されるわけですね。やっぱり具体的に一人一人の状況があるわけなので、やっぱりそういう血の通った関係についての非常に望んでいるということを痛感します。

札幌のある特養ホームで入居者ごとに試算をしているんです。「ここはほとんどが多床型で負担の比較的軽いところなんです。ここでも

平均負担額でいいますと、三万三千八百十円が四万八千五百円、プラス二万五千円ほどの負担増になるわけです。

それで、年金額が分かっている六十七人の人の調査、一人一人見るわけですが、自分の年金額をオーバーしたり、年金額との差が一万円以内になると、そうすると、介護や、それから国保ですね、この保険料、そのほかに日用品代を入れるとやはり足りなくなるといって人を合わせる、約一〇％の方がそういうふうになる、該当する、試算がされています。

例えば、八万三千四百円の年金の方は、介護一割負担と食費で合計すると五万七千五百円の負担を払っています。この人は、本人は非課税なんですけれどもこの世帯が課税なので、保険料の区分は四段階になると、食費は四万八千円、居住費が一万円で、合計負担額が八万五千三百五十五円になると、保険料等も入れればこれ一層の持ち出しになるといって、結局その分残された家族の負担になるといって、なんですね。

年金額だけではもう払えなくなると、そういう人について、それでも負担を我慢してほしいということになるんじゃないでしょうか。

閣僚大臣(厚労省) 今回、いろいろお願いもいたしております。特に、自分の家にお住まいの方と施設におられる方の公平性というふうなことを考えますと、やはり施設に入っておられる方にはホテルコストもお願いたしたいということとを今回の見直しで言っているところがございます。そういった様々な見直しに当たりましては、一方で、所得に応じた低い額の負担上限額を設けることなどによりまして、

低所得者の負担の軽減措置を講じさせていただいております。

私どもとしては、低所得者による過重な負担にならないように十分配慮いたしてあるところでございます。そういう配慮をいたしてあるということも、まずお答え申し上げたいと存じます。

紙野子 低所得者に対する配慮をしているんだと、減免制度があるというのは私も知っています。しかし、この減免制度でいいますと、特養の法人がやるということにしなければ、これはできないわけですね。減免といっても法人も持ち出す分というのがあって、それで、減免を強調するということでしたら、やっぱり社会福祉法人が使いやすいような制度にするつもりなのかと。

法人の経営者の方にもお話を聞きました。たとえ公費の補助があっても、減免した法人に持ち出しが発生するというのは、これ経営にも大きな損失になると、介護報酬も低いのに、今まででもですね。そういう上にまた持ち出して、ということになると、本意にやっぱりいろいろやりくりしなければというふうな声もあるわけなんです。

利用者への制度の周知やこの申請の手続の手助けや、それから公費の請求の事務の手続やとにかく多くの時間と労力が費やされている上に、そういう損失が生まれると、もちろん社会福祉を使命としてやっているわけですから、経営者の方たちはそこに本心に善意を持って注いでおられるわけです。しかし、この減免制度の拡大を図るといふのであれば、やっぱり基本的には公的な責任で行うべきだと。そういう

点でこの改善策については考えられているんではないか。

閣僚大臣(厚労省) この社会福祉法人の減免制度でございますけれども、今先生もお話しいただきましたように、そもそも社会福祉法人というのは社会福祉事業を任務としておりまして、慈善博愛の精神にのっとりやっております。そこにかんがみますと、低所得者の負担軽減を行うというの、そういった精神からいいますと本来の使命であると考えておるところでございます。

また、大幅な税制上の優遇措置が講じられまして、寄附金等の収入も想定され得るところでございます。そして、そういったような社会福祉法人の性格に着目して設けておる制度でございます。これを、今これまたお話しになっておりますけれども、だからといって社会福祉法人だけのすべて持ち出しということとは余りにも負担が大きいわけでございます。因だとか都道府県、市町村が公費を入れます、これを重層的に支える仕組みでございます。

そして、この制度につきましては、現に特養全体の六割以上で実施をされておりますし、それから、実施主体である社会福祉法人の関係者の方々からこれを法人の義務として行うべきという御意見も出されておりますから、このことを踏まえまして、円滑な実施が可能だと私も考えておるところでございます。しかし、今お話しのように、大きな負担になるといふことはやはり避けるべきだと思っております。今後とも、申し上げたこの国、都道府県、市町村が支えておる分、公費で持つ

ておる分、この辺を十分に支えられるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

紙屋 今その負担が、重い負担があるといふことを認識をお話しになりましたし、今後ともその部分を十分にできるよつにという改善を考えているというお答えだと思えます。

もう一つ、これ東京都が厚生労働省に対しても提案をしておりますけど、低所得者の利用負担の軽減措置について、全サービズ、全事業全体を対象とする仕組みとして制度化を図るということや、あと認知症高齢者のグループホームの居住費用、食費について負担軽減の仕組みの導入を検討することなど、こつこつ提案が出されておりますけども、こつこつ提案に対しては検討をされておるでしょうか。

政府参考人(中村秀一) 東京都から御要望などをいただいていることは御指摘のとおりでございます。

こつこつ社会福祉法人の減免主体を、今御指摘ありました社会福祉法人以外に拡大するといふことでございますが、ただいま御説明申し上げましたように、社会福祉法人の利用者負担軽減制度は、社会福祉事業、社会福祉法に基づきまして、こつこつ事業を行うのは本来の使命である、こつこつことが社会福祉法人でございますので、また、こつこつ社会福祉法人に対して税制上の優遇措置が講じられ、寄附金等の収入も想定され得る、こつこつ社会福祉法人の性格に着目して今回設けさせていただいているわけでございます。実際、介護施設と比較をいたしてみても、入所されている方の保険料段階別の方の中で第一段階、第二段階

の占める方々の、現在の第一段階、第三段階の占める方の割合も、老健療養型では三分の程度になっておりますし、平均入所期間も短くいらつしやることなど総合的に考えまして、現在、社会福祉法人以外に拡大することは考えておりません。

紙屋 社会福祉法人以外に拡大することを考えてないということなんですけど、私はやはり、介護保険の見直しというのであれば、こつこつ提案にこつこつ傾けて、検討すべきだといふふうに思います。厚生労働省が決めたことを地方に押し付けるばかりじゃなくて、地方の提案をちゃんと生かすということが本当の改善する中身だといふふうに思います。

五年前に介護保険制度ができる以前に市町村の措置制度で入った人については、これは従来の措置がこの後五年間延長されるということとですよ。これらの人は三万円ぐらいの年金で介護一割負担、これは三から五%、それで食費代も三百円、五百円という形で抑えているわけです。

今度の改正でこの居住費が徴収されると負担増になるわけですね。このような人にも居住費は掛かるんじゃないか。

閣僚大臣(厚労省) 今のお話は、旧措置の入所者について、所得が低く利用料負担が困難な方が現在も多数おられるという実態を踏まえまして、施行法の趣旨も踏まえ、本年四月から五年間の延長を講じたといふところでございますが、この後のことについてのお尋ねだろつと思えます。

平成十七年十月の居住費、食費の見直し後も、この措置によりまして実質的に負担軽減を受

けている方については、今回の軽減措置延長の趣旨を踏まえまして、制度施行以前の費用徴収額を上回らないように負担軽減措置を講じていることといたしておるでございます。

紙屋 それから、食事も介護の一環といふことでこれまで来たと思つておる。今までそういう形で保険から月に六万四千円の基本食費が利用者から取る四万八千円、これ第四段階以上の人ですけれども、と保険から幾ら出るか未定の栄養管理費用でやりくりしなければ

ね。食事は介護療法の二環といふ考えではなくなつたんじゃないか。そこはごつごつしよう。

政府参考人(中村秀一) 施設入所者の方々の施設給付の見直しの中、ここは介護保険の中で皆さんの保険料や税でともに支える部分で、負担できる方々につきまして御負担していただく部分といふふうに今回見直しをさせていただいて、食費の費用につきましては保険の介護給付の対象から外れることになつたわけでございますけれども、施設入所者の方が必要な栄養を取れるよつ適切な食事提供が行われることは重要であると考えており、食費を保険給付の対象外とした後におきまして、栄養管理に要する費用につきましては、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする、こつこついたしております。

紙屋 もう一回きつと答えていただきたいんですよ。施設のお話を聞きますと、今まで、例えば月に一人六万四千円の基本食費が、利用者から取る四万八千円、これ第四段階以上の人ですけれども、と保険から幾ら出るか未定の栄養管理費用でやりくりしなければ

ならない。それで、施設によっては利用者から四万八千円も取れないということ、そうしたらもうお弁当でも買わざるを得ないんじゃないかというふうなことも言われているんですよ。

介護の二環である食事の質が後退するんじゃないかと、このことについてどうなんでしょうか。もう一回きちんと答えてください。

政府参考人(中村秀一) 今、施設が提供されておられます食事の提供に要する費用の中で、調理のコストそれから給食、食事材料に当たる費用、これを今調べております調査では四万八千円と申し上げているわけでございますが、その部分につきましては、私も平均的に考えている費用の額はそういう額でございますが、その額につきましては低所得者の方に対する負担の上限措置は講じさせていただきましても、利用者の御負担に願いたいということをお願いしているわけでございます。

栄養管理に要する費用につきましては、これを評価する観点から引き続き保険給付の対象とする、二つについてを申し上げているわけでございます。食事サービスの質が後退するといふことはほごないと考えております。

紙野子 もう全然これでは納得できないと思います。

栄養分については確保するとか何とかと言っていますけれども、現場はここがくこのままじゃもう本当に大変だと、本当でいえば、この施設の中でも作ったりしたいわけですから、そういうところに掛けるお金が本当になくなってしまつて、そういうことでは困るということなんです。

今、この栄養の問題も話がありましたけれども、このホテルコストの負担というのは、今年の十月から実施ということ、細かい点がどうなるのかいまだに分からないという声も多いですし、不安の声が現場で非常に強いわけです。このまま短期間で実施ということになりますと、現場はもう大混乱になるんじゃないかと。昨日、参考人質疑の中でも、参考人の方が、いや混乱するといふお話をされていましたけれども、本当にそういう点では見直しを求めたいといふふうに思います。

次の質問に移ります。
次に、施設整備を行う地域介護それから福祉空間整備等交付金についてということですが、これも、特養ホームの施設建設や増設それから改修の採択に当たっては、原則個室が今後の採択要件ということになるのでしょうか。

政府参考人(中村秀一) 特別養護老人ホームの整備に当たっては、個室・ユニット型による整備を基本とすると申しますか、そういう整備方針をお出ししておりますが、これは絶対といふことではなく、地域の事情に応じて整備の在り方については検討していただく、そういうことで、今、市町村、都道府県、特別養護老人ホームのお話ですと都道府県の交付金の話になりますが、その都道府県の方に整備計画なり交付金の申請の提出をお願いしていることになっております。

紙野子 この問題も、個室の方が介護療養の条件がいいかもしれないんですけども、しかしホテルコスト負担だといふことになりますと、国民年金だけの低所得者の人は入れなくなるんです。北海道の国民年金の平均の支給

額は幾らかといえますと、四万九千九百九円ですよ、平均で、平均ですからね、もっと低い人もいるし高い人もありますけれども、平均で四万九千、五万割っているわけです。

個室だと、厚労省のモデル計算でいいますと、第二段階、年金八十万円以下ですね、これで五万二千元です。このほかに、保険料や日用品代が掛かります。とも入れないです。国民年金の人は特養ホームに入れなくても仕方がないといふことなんです、いかがですか。

政府参考人(中村秀一) 第二段階の方の御指摘がございましたけれども、多床室もそうでございますが、ユニットケアの個室につきましても、今回提案させていただきましたとおり、居住費負担といふことは従前よりもむしろ引き下げられる層だといふふうに認識をいたしております。

今、国民年金の平均支給額のお話もございました。確かに、北海道の場合、四万六千円程度といふことでございますが、議員、その御提示いただいた数字は個人単位で支給される老齢基礎年金や旧法の国民年金の額であるということ、六十五歳以上おられる世帯の所得は、百万未満の方は高齢者のいる世帯の五％程度、単独世帯に限っても一七％でございますので、ある意味で百万円未満の方、少ないからどういふことではございませんが、そういう低所得の方には丁寧な補足給付で負担の上限を加えることも、今議論になりました社会福祉法人の減免制度などを活用して個室に入れるようにしたいといふ二つについて考えたいと思います。

紙野子 国民年金の低い方でも入れるように

にしてほしいと思つたんですよ。

厚生年金の受給者にとつても今後の特養ホームなどの施設といふのは入りづらいつたわけです。今、北海道の厚生年金の平均は十六万五千三十五円です。この平均額でも、今後住民税の課税になりますから、見直して個室、これ第四段階ですね、これでは十三万四千円になるんですよ。このほかに税金や保険料や諸経費や合わせるとほとんど残らないんじゃないでしょうか。

そうになると、年金ではもう特養に入居できない時代になると。国民年金ではほとんど入れない。待機者が多い中で、やっと入れた人でもこの費用を払つたらあと残らない。これで本当に高齢者の尊厳を守るといふ、そういう介護制度だといふふうに言えるんじゃないでしょうか。

政府参考人(中村秀一) お答えを申し上げます。

厚生年金の例、あるいは国民の年金の例など御指摘いただきました。厚生年金につきましては、いろいろ世帯の状況によりましては運用で軽減するといふようなことも、その世帯の状況でお困りになるような事態が生じないように配慮してまいりたいと、このように考えております。

また、今回の施設給付の見直しにつきまして、一方で在宅での暮らしであられる方のバランスでございますが、また年金給付との関係では、年金給付で在宅で暮らしてあられる方は生活費に充てているのに介護保険の施設給付と年金給付とダブルがあるではないかといふ御指摘もあり、そういったことの中で提案をさ

していただいているというところがございますので、御理解を賜りたいと存じます。

紙野子書 全部がダブっているわけじゃないと思いますからね。それで、具体的に困っているという話があるわけですから、やっぱりきちっとそこは把握して、見直していただきたいというふうに思います。

次に、介護労働者の条件の改善の問題で質問いたします。

まず、介護に当たるヘルパーさん、職員の方々は、やはり本来に高齢者の生きる意欲や力を引き出す、そういう仕事にやりがいや働きがいを持って臨んでおられます。ところが、労働条件が非常に厳しくて大変苦勞をされています。登録ヘルパーでは、政府関係機関の調査でも、月の平均賃金が六万四千五百円と、中央社保協が二千数百人を対象に調べた結果、十万円以下が七割と、多様なケースはあるでしょうけれども、生活できる賃金の保障というところで六割を超える人がそれを望んでいるわけですね。一昨年の介護報酬の改定はヘルパー収入に影響を与えて、以前から見ると二万円から三万円減収になっているという実態も寄せられています。

それから、昨年の八月の二十七日の厚生労働省の労基局の通達ですね、これですね。これがパンフレット出ていますけれども、この中で、移動時間それから書類作成時間、待ち時間を労働時間に組み入れて適切な賃金を支払うという方針が出されました。

ところが、この履行状況というのは非常に低い。実際現場に行くとなかなかやれていないと、ヘルパーさんの労働条件というのは非常に

劣悪で、改善が求められているというふうに思うんですけども、まずこの点、大臣の認識を伺いたいと思います。

閣下大臣(厚労省) まず、給与につきましては、これはもう労使間で決められることとさせていただきますので、基本的にそういう性格のものですと改めて申し上げざるを得ません。

ただ、労働条件につきましては、平成十四年度に調査を行ったところによりまして、まず法定の労働条件の明示がなされていない、それから利用者宅間の移動時間や業務報告書の作成時間が労働時間として算定されていないなど、これは労働基準法等関係法令上問題のある事業所が多数認められたところでございます。

このために、労働基準法等の関係法令の適用について徹底を図るために、平成十六年八月に通達を出しまして、現在、通達の内容の周知徹底を図りますとともに、労働基準法等関係法令上の問題が認められる場合には、監督指導を行うことにより訪問介護労働者の法定労働条件の確保に努めているところでございます。

紙野子書 北海道では、移動では非常に苦勞が付き物なんですね。利用者のお宅まで行く場合のその距離も非常に遠距離という場合も多いですし、道北地方の例でいいますと、車で一時間掛かるんですね、往復二時間と。その間のガソリンの経費や賃金は何の保障もないというのがあります。とてもサービスの希望に満たえられないというところも出てきているんです。

それから、特に冬場ですね、どくと雪が降りますし、零下二十度とか三十度くらいになるときもあります。そうしますと、ふだんだったら

本当に十分くらいで行けるところが、一時間も掛かってしまつたということばさらにあるわけです。もちろん冬ですから自転車なんかは使えませんから、じゃ、バスに乗って行くかということになるわけですけども、最寄りの駅から歩いて家まで行くと、そこから先が今度雪が積もつていて、老世帯ですと雪のけしていませんから、そこからの雪を越えて行くと、凍つていてなかなかドアが開かないということもあるわけですよ。そういうところで行き帰りをする。

あるいは、零下二十度というくらいになると本当に相当しはれ付きますから、車も、行つて止めてエンジンを切つてしまつてすぐもう冷え込んでしましますから、次に出てきてなかなか掛からないというので付けっ放しにしておくわけですよ。そうすると、ガソリン代も掛かるというところで余分に掛かるわけですね。

ところが、そういう移動時間に対して、良心的なところでも一定の手当や車の借り上げや交通費の支給というのはあるけれども、全体としては本当に十分できない状況があるわけですね。こういう移動時間に掛かる苦勞ということでは、大臣はいろいろ、いろんなところを聞いていますか。

閣下大臣(厚労省) 移動時間については賃金の支払、このことについてのいろいろ御意見があることは当然承知をいたしております。これについて一般論でお答えしたり、例えば今のより具体的にというところでお答え申し上げてもいいと思いますが、まずお尋ねが承知しているかどうかというお尋ねでございますか。

ら、この移動時間の賃金についてのいろいろ御意見があるというところは承知をいたしております。まずお答えを申し上げます。

紙野子書 事業者の方に聞きますと、現在のこの介護報酬の水準ではとてもそこまで賃金を払えないということなんですか。

ある北海道内の事業所の例ですけども、登録ヘルパーさん、Aさんの場合は、七十時間で、三十分サービスを行つて、時給千五百円で、月七万三千八百五十円と。そのほか、移動手当を一回五百円、バス代で合計の支払が八万七千円。しかし、このほか移動時間十八時間、報告の作成時間四時間については賃金が付かない。

介護報酬がどうなっているかといいますと、生活援助の介護報酬一時間二千八十円から、本人への時給と、それからこの移動手当、バス代を引きますと四百円しか残らない。そこから、仮に三十分の移動時間や記録時間の給与を時給の半分である五百円支払いますと、これは赤字になつちゃうんですね。しかも、事業所の家賃やサービス提供責任者の人件費や、それから社会保険料、研修費用、全くの持ち出しになつてしまつた。

大臣、この現在の介護報酬の水準や仕組みでは、幾ら労基法を守りなさいと、移動や待ち時間、記録時間に賃金を支払いなさいと言つてもこれ困難じゃありませんか。

閣下大臣(厚労省) 今、具体的な数字をお示しになりましたけれども、その数字、もう一回検討をしてみなければ何とも言えないわけでございますけれども、私どもは、介護報酬はちゃんとこれまた監視して御議論いただ

いて、お決めいただいた上での設定をいたして
あるわけでございますから、それに基いて介
護報酬を決めてある額を決めてあるというこ
とでございます。

また一方、働いておられる方々の権利とい
うのは当然あるわけでございます。そういった関
係法令に基づきまして、使用者側はそれと働い
ていただく、使用者側はそれとやらんと働い
ていただくというのをやっております。これがま
た当然のことでございますから、そのことを
極めて建前でありませぬ、申し上げるの
を得ませぬ。

紙響子書 やっぱり本場に現場では、それは
払いたいということもあるわけですね、それは
実態としてこの介護報酬が低いために苦勞し
ているわけですよ。それで、事業者が本場に苦
勞して、通達を実行した場合に今の介護報酬
で経営できないよ、それらの実態調査をどう
なっているかというのをまず実態調査を行
ってほしいよ、それで、来年度の介護報酬の改
定の際に何らかの公的な措置によってやっぱ
り改善を図ることを、これ検討すべきじゃな
いかというふうに思っていますね、いかがで
しょうか。

政府参考人(中村秀一書) それぞれの事業
所の経営状況に関する実態調査などは介護報
酬改定の際にさせていただいておりますし、先
ほど委員は十五年四月の改定でヘルパーさん
の給与下がったというお話でございますが、ち
よっとそこは、訪問介護につきましてはプラス
の改定をしておりますので、どうしてそういう
事態が起きているのか。そういう事態であれ
ば、そういうことがどうして起きているのかと

いうことも私も把握させていただき、十八年
四月の介護報酬の改定に向けて作業をしてま
いりたいと思います。

紙響子書 今、実態調査をやっていると言
たんですけれども、一つ一つに実際に事業
者の皆さんが今の介護報酬じゃできないとい
うふうに言っているのに対しては調べられ
たんですか。

政府参考人(中村秀一書) 介護報酬、十五
年四月の介護報酬の改定前にも実態調査をや
っておりますし、今度もさせていただきます。
紙響子書 させていただきますですか。これ
から、じゃ調査をするということですか。

政府参考人(中村秀一書) そのとおりで
ございます。

紙響子書 じゃ、きちっとそれは実態調査を
やっていたら、それで改善を図るよ様に検
討を求めたいというふうに思います。

あと、今後、厚生労働省は介護従事者の資格
を介護福祉士一つにしようということ、関係
者に非常にこれも不安が広がっているんです
ね。資格を取らない今のヘルパーさんには、大
体四百時間から五百時間の介護職員基礎研修
を受けることが義務付けられるということな
らんです。

今の二級ヘルパーの講習というのは二百三
十時間で、早い人だと二か月掛かるわけです。
四、五百時間という、大体半年ぐらいの研修
期間が掛かるわけです。その間、働けなくな
って収入が減ると、逆に教材費などの費用も掛か
ると。今の七方から八方のヘルパー講習より何
倍も掛かるんじゃないかというふうに不安が
出されているわけです。一方、事業所の方も

有力な働き手をその間使えないという問題も
発生してきます。

そこで大臣、介護の質を高めるために必要だ
というところであるならば、一つ一つの研修を受け
る人たちが公的な支援措置があってもよい
んじゃないかと思つてですね、いかがで
しょうか。

閣下大臣(厚労省) 私ども、ホームヘ
ルパーについては介護福祉士のレベルまで段
階的に資質の向上を図っていきたいというふ
うに考えておるところでございます。現在の
ヘルパーの研修を強化いたしました介護職員
基礎研修を新たに設けることにいたしており
ます。

一つ一つの介護従事者の研修機会の確保とい
いますのは事業者の責務ではございますけれ
ども、今お話しいただきましたような研修費用
の補助等の公的な支援措置については、研修の
内容等見直しの状況を踏まえながら検討して
まいりたいと存じます。

紙響子書 じゃ、支援措置ということでは検
討していくということでしょうかね。

人材育成にかかわる助成金に介護能力開発
給付金というのがありますが、要件が厳しくて
予算額、二〇〇四年度で一億八百万円というこ
となんですけれども、これに対して実績が、こ
の五年間を見ましても、一割程度しか使われ
ていないんですね。一つ一つの制度の使い勝手の
良い改善も含めて対策をお願いしたいと思
いますけれども、最後それお答えいただいて、質
問したいと思います。

政府参考人(中村秀一書) 今御指摘のホ
ムヘルパーの能力開発についての助成金制度

などもございますし、私ども、いずれにしても
厚生労働省になったわけでございますので、労
働部局とそれからこの介護担当部局とよく協
力し、介護従事者の方々の能力開発、質の向上
について取り組んでまいりたいと思っております。
したがって、具体的には、ヘルパーの研
修プロセスの見直し、制度見直しの際には、そ
ういった能力開発関係の助成制度も活用でき
るよ様に検討してまいりたいと思っております。